

令和3年度第3回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

- 1 開催日時 令和3年10月29日（金）午後1時30分から午後4時30分
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎2階 災害対策室2・3
- 3 出席者 寺嶋会長、清水副会長、坂巻委員、高橋委員
- 4 欠席者 上田委員 中川委員
- 5 事務局 財政課 板橋課長、元田主査、中澤主事、大山主事
生涯学習課 寺田課長 會主査補
- 6 申請団体 株式会社協栄 千葉支店（3名）
- 7 傍聴者 なし（非公開）
- 8 議題 議題1 白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定について
議題2 白井市民プールの指定管理者の候補者の選定及び答申（案）について

9 議 事

●事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第3回指定管理者選定審査会を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。本日進行を務めます財政課の大山と申します。よろしくお願いいたします。

本日のスケジュールは、次第に基づき、二つの議題について審議し、午後4時30分の終了を予定しております。

なお、本会議は、審査に関する情報のため非公開です。

また、本日は、上田委員及び中川委員が欠席をされておりますが、過半数の委員が出席していることから、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、開会に当たり、会長から御挨拶をお願いいたします。

●会長

よろしくお願いいたします。

本日は、白井市民プールということで、本年度2件目ですね。今回は申請団体、応募団体が1団体ということになりますが、しっかりと審査していきたいと思います。皆さん、よろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。それでは、ここで本日の資料を確認いたします。まず次第です。続きまして、資料、議題1や議題2やスケジュールが書いてあるものです。

続きまして、資料1。続きまして、資料2。最後に、点数の積算資料、A3のものですかね。よろしいでしょうか。

また、前回会議で送付した募集要項、申請団体からの申請書、また、条例をお持ちでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで市民プールの施設を担当している担当課の紹介をいたします。

施設の主管課の生涯学習課長の寺田です。

●生涯学習課（寺田課長）

寺田です。よろしくお願いします。

●事務局

担当の會です。

●生涯学習課（會）

會と申します。よろしくお願いいたします。

●事務局

生涯学習課の職員は、議題 2 で市民プールの指定管理者の募集について説明を行います。

それでは、ここから議事進行を会長にお願いし、議題に入ります。会長、よろしくお願いします。

●会長

それでは、お手元の次第により議題に入らせていただきます。

初めに議題 1、白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定に関する答申について、事務局のから説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、議題 1、白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定に関する答申について説明いたします。大変恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の本日配付しました資料の資料 1 を御覧ください。

例年実施している指定管理者の候補者の決定のフォーマットに、前回皆様に審議いただきました審議結果と選定理由を加えて作成したものです。

資料 1 の 1 ページ目、表紙については、市の答申書の様式となっております。

続きまして、1 枚めくっていただき、2 枚目は、こちらも今まで典型的な表現となっておりますが、第 2 段落で、サービス等の評価点数が、最低評価基準点の 420 点を上回っていること。ちなみに、この点数を下回っていると失格となります。

さらに、審査項目としては、14 番になりますが、団体の経営状況について、委員の平均点が最低基準点である 5 点を超えていること。つまり、前回は 6 人の委員で選定していることから、30 点を超えていることが条件となります。そして、38 点であることから、申請団体の財務状況が健全であることを記述しております。こちらについても、30 点を下回る場合は失格となります。この 2 点について記述した上で、指定管理者の候補者として特定非営利活動法人まちづくり西白井を候補者として答申することとしております。

また、この審議会では、候補者が辞退した場合の優先順位第 2 位を決定することとなっていることから、次点として株式会社アンフィニを選定し、答申しているところです。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。

赤字の箇所が先に送付しました資料から修正させていただいた箇所となっております。点数については事務局で、さきに提出いただいた審査結果を入力し、確認しておりますので、上段の主な選定理由を御覧ください。

こちらにつきましては、前回御提案いただいた内容について、事務局で文章としたものです。選定理由の1点目として、設置目的に沿った内容であり、幅広い市民層を対象とすること、団体の負担で消防設備を設置することで軒下を利用できるようにするという具体的な提案があったことから、市民サービスの向上が図れることを記述したものです。これは、どちらかといいますとアンフィニとの比較となると思いますが、アンフィニがなぜ落ちたのかを明らかにする狙いもあります。

2点目は、提案の内容についてですが、実績を踏まえていること、要望等を着実に実現するための提案であることを記述しているものです。

3点目は、上田委員からお話がありましたが、不適切な内容がないということでした。こちらについては、先ほどもお伝えしましたが、審査項目の14番が財務状況は健全かという項目となっていますので、不適切な内容がないということよりも、シンプルに財務状況が健全であると記述させていただきました。

4ページ目は、次点のアンフィニの結果になります。こちらについては、いずれも事務局で点数は確認しております。

以上で議題1、前回の審査結果を踏まえた答申案の結果について説明を終了します。答申案の決定をお願いしたいので、よろしくお願いします。

なお、決定いただいた後は、例年どおり文書で市長に答申を行いたいと思っております。以上です。

●会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様のように、今回、議題1の資料として事務局のほうで作成した答申案につきまして、修正したい箇所ですとか、事務局に内容を確認したい箇所などありましたら、質問をお願いいたします。質問は、挙手の上で、指名された後をお願いいたします。いかがでしょうか。

大丈夫ですかね。

では、以上の結果を基に、答申案として決定ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

●会長

それでは、案のほうを答申として決定いたします。

続きまして、議題2、白井市民プールの指定管理者の選定及び答申案について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

議題2、白井市民プールの指定管理者の選定及び答申（案）について、事務局から説明いたします。

本日この議題で説明していただきたいのは、一つ目が審査方法、具体的には審査票

となります。二つ目が指定管理者の候補者の選定。三つ目が答申案の決定となります。一つの議題で関係して決定いただくものが三つとなりますが、よろしくお願いします。

決定していただくものがいずれも関係してくるものとなりますので、その都度説明を行い、その都度決定をいただくということによってよろしいでしょうか。

●会長

はい、問題ありません。

●事務局

ありがとうございます。それでは、決定していただきたい事項の一つ目、審査票について説明を行います。

お手元の資料2を御覧ください。

資料2は、基本的には前回の審査票と同じものとなっております。ただし、3点ほど前回の西白井コミュニティプラザとは異なる点がございます。

1点目が、1ページの(4) サービス内容（自主事業）の実施計画については、前回の西白井コミュニティプラザは自主事業を求めない施設となっておりますので、今回初めての項目となります。満点は10点です。

2点目が、3ページの(9)と(10)の間となりますが、前回は、「市内での市民活動とその活用について」の項目がありましたが、本施設は市民活動のための施設ではありませんので、審査項目はありません。

3点目は、1ページに戻りまして、サービス等の評価点数の配点です。前回は14項目で、10点が12項目、5点が2項目で、1人130点満点でしたが、今回は、同じ14項目ではありますが、10点が13項目、5点が1項目となるため、1人135点満点となります。

また、このことにより、価格評価点数の違いはありませんが、総評価点数は、前回は146点満点であったのに対して、今回は151点満点となります。

以上、3点が異なるもので、その他の違いはありません。

以上で審査票の説明を終わります。審査票の決定について審議願います。

●会長

ありがとうございました。

それでは、皆様のほうで、審査票の内容についての質問や事務局に確認したい箇所等ございましたら、質問のほうをお願いいたします。何かございますでしょうか。

大丈夫ですかね。

では、審査票を決定するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

●会長

では、資料2のとおり審査票を決定することといたします。

続いて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

ありがとうございます。

それでは、今回決定いただきました資料 2 を基にした審査票を配付しますので、少々お待ちください。

よろしいでしょうか。

それでは、お手元の今配付した審査票と、あらかじめ配付した A3 の非公開資料を基に具体的な審査について説明いたします。

まず、審査票の 3 ページ、(9) の類似施設の運営実績については、5 点満点となっておりますので御留意ください。

続いて、同じく 3 ページの一番下、(14) の団体の経営状況については、皆さんの合計が 20 点を下回る場合は失格となりますので御注意ください。

続きまして、4 ページの (15)、(16) については、各 8 点満点で合計 16 点となりますが、そのうち (15) の提案額の審査については、(A) に 0.2 点、(B) に 2.7 点、あらかじめ合計 2.9 点が入っております。こちらは、提案額により自動的に計算されるものとなっております。詳細については、A3 の資料を御覧いただきたいと思いますのですが、今回、株式会社協栄千葉支店の提案額である 2 年間で 5,434 万円は、市の上限額で設定しています 2 年間で 5,472 万 2,000 円に対して 99.3% の提案額となりますが、この提案額に対するものが (A) での計算の結果 0.2 点となっております。

一方、(B) では最低点数との比較となりますが、今回の提案は 1 者のみとなっておりますから、満点の 2.7 点が入っております。

以上、審査票の説明について終了します。

●会長

今の審査方法について、事務局のほうに確認すること等はございますでしょうか。

では、私のほうから 1 点だけ伺いたいのですが、今回、協栄さんのほうで、収支計画書で、予算の中に支出のほかに収益として〇〇円が入っているのですが、これは恐らく協栄さんのほうの利益としての取り分になると思うのですね。これは、この指定管理者制度の目的というか、意図というのとも関係すると思うのですけれども、こういうのをどのくらい許容していいのかという。

具体的に言うと、審査のときの妥当性の審査のほうで、これをプラスないしマイナスに何か反映させるべきなのかというのをちょっと読んでいて思ったのですけれども、どうですかね、これは。ほかに競合がないので、妥当と言えば妥当なのですが、逆に言うと、〇〇円の分だけもうちょっと何かサービスに反映することができるという意味でもあるので、そういう点でこれをどう評価すればいいのですかねという話を少しお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

●事務局

それでは、事務局からお答えします。

その部分については、正直、決まりというのが今までもなくて、実質、利潤となっている部分に近いところがあります。指定管理者制度については、前回の西白井コミュニティプラザの団体と比較するわけではないのですが、安定的にやっていくためには、会社がある程度もうかるところが前提としてなっていないといけない部分があるので、事務局としては、利潤が発生するからいけないという考えではありません。指定管理者制度については、株式会社であれば、当然利潤を追求するというのは

当たり前の話なので、そこについては、特に問題ないのですけれども、あり過ぎることがどうかというのは、また別の判断になってくるのかなと思います。一般的な粗利というか、売上げに対しての利益という部分に関しての範囲であれば、会社である以上、当然のことなのかなというふうに理解しているところです。

●会長

分かりました。ありがとうございます。
私のほうでは、特にもう質問はございません。
大丈夫ですかね。
では、審査のほうに入っていただきたいと思います。
事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、具体的に白井市民プールの指定管理者の候補者の選定に関する審査について説明をいたします。

初めに、候補者の選定に当たり、施設担当課の生涯学習課から、本日審査する白井市民プールがどのような施設なのか、その施設の設置目的と概要について、指定管理者を募集するに当たり、市がどのように募集をかけ、どんな団体から申請があったか、応募資格や提出書類に不備はなかったのかについて説明をしていただきます。

それでは、施設の担当課である生涯学習課から説明をいたします。

●担当課（生涯学習課）

それでは、白井市民プール指定管理者選定審査に関し、申し訳ありませんが、着座にて御説明させていただきます。

まず施設の設置目的及び概要についてですが、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興と体力づくりの推進を図り、もって健康で明るい市民生活の向上に資することを目的として、平成3年度より開設した施設でございます。構造等につきましては、募集要項の1ページ、2、施設の概要、5に記載のとおりとなります。

管理運営の基本方針について、2ページの3、施設の管理方針を御覧ください。

利用者の安全・快適な利用の確保、誠実・公正・親切なサービスの提供、利用者の増大、効率的な運営による維持管理費の縮減、施設設備の良好な維持管理、環境保全としております。

指定管理期間と指定管理料の見込みについてですが、2ページの指定の期間を御覧ください。

今回の募集は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が見通せないことから、指定管理期間を5年間から2年間に変更し、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとしております。

指定管理料につきましては、3ページの6、経費に関する事項を御覧ください。

2年間の指定管理料見込み料は、5,472万2,000円と見込んでおります。

続きまして、募集及び選定についてですが、募集要項の6ページの8、指定管理者の募集及びスケジュールを御覧ください。

募集要項等は、9月1日から配布、現地説明会を9月13日に実施し、申請書の提出期限を9月30日からとしたスケジュールで行いました。

なお、9月13日に実施しました現地説明会には2団体の参加があり、そのうち1団体から今回申請がございました。

順番が前後して申し訳ございませんが、申請者の資格につきましては、5ページの7、応募の資格を御覧ください。

白井市民プールと同等以上の規模及び利用者数を有する公営プールの指定管理業務を実施した経験を有し、千葉県内又は近隣都県、東京都、埼玉県、茨城県に登録している事務所を設置している法人その他の団体としております。申請のありました団体は、現在の白井市民プール指定管理者であるとともに、鎌ヶ谷市に事務所を有しており、実績要件及び地域要件は申請者資格に該当する団体であることを確認しております。

また、(2) 制限事項に関しまして、国税、地方税を滞納している者など8項目の制限事項を設けておりますが、制限事項に示している項目の該当はなく、また、誓約書の提出がされており、適合していることを確認しております。

なお、提出書類については、7ページの11、申請書の手続で示しております申請書、事業計画書、収支計算書などの書類におきましては、全て整っております。

業務内容につきましては、17ページの2、施設の運営及び管理に関する業務を御覧ください。

主な業務については、利用料金の収受、安全管理及び秩序・施設・設備の保守管理、備品等の保守管理、保安警備、植栽管理、軽食等の販売などとなっております。

今回申請のありました団体、株式会社協栄は、白井市民プールの現在の指定管理者となりますが、指定管理期間において特に大きな問題もなく、施設の実情に合わせ、適切な管理運営をしていただいております。

以上のことから、申請のありました株式会社協栄について、指定管理者の選定を行うに当たり、白井市民プールの設置及び管理に関する条例第10条の規定により、指定管理者選定審査会の意見をお伺いしたく、審査をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。
はい。〇〇委員。

●〇〇委員

直接関係のあることではないのですが、駐車場の収容台数というのは、ここ何台くらいなのでしょう。

●担当課（生涯学習課）

今、台数のほうは確認しますが、今、市民プールのところにある台数としては、それほど多くはないのですが、その奥に、企業庁さんからの土地を借りて止める駐車場、それから、個人の土地をお借りしている駐車場等がございます、現在は多く駐車スペースを確保しているところです。

●〇〇委員

あと、もう1点なのですが、オフシーズンの何か利用とか、何かそういうことについて、市のほうでは何か考えたりとかということはあるのでしょうか。

●担当課（生涯学習課）

以前、何に使うとかいろいろ検討はされていたのですがけれども、プールをやるために機械のほうも、別の利用をしてしまうと、機械の保守とかそこら辺がなかなか、難しいこともありまして、現在は何もプール以外の利用には使っていないというような状況ではあります。

ただ、プールにつきましては、プールとして市民に開放する以外に、学校のプールとしても利用していただいている状況がございます。

●〇〇委員

ありがとうございました。

●会長

私のほうから、もう1点お伺いしたいのですが、今のオフシーズンの話とも関係するのですが、こちらの指定管理料というのは、オフシーズンにも何かしらの費用がかかるということを想定しているのですか。特に、今回の提案いただいた協栄さんのほうで、例えば正社員が何名かいらっしゃると思うのですがけれども、これというのは、1年を通して雇用して給与を支払っているという想定で考えていらっしゃるということなのですか。

●担当課（生涯学習課）

指定管理者につきましては、施設の管理ということで年間を通じて職員に対応してもらうことになります。市で火災が発生した場合に水を使うことなどもありまして、今年はございました。その際に、プールに来てもらって水の補給をしてもらうとか、そういうこともございますので、年間を通してお願いしているという状況にはなりません。

●会長

ありがとうございます。

もう1点あるのですが、これはどちらかというと事務局へのお願いになるのですが、できれば審査をするときに、指定管理料の見込額だけではなくて、これはどういう内訳を、ざっとでいいのですがけれども、想定しているかという値があると、それと比較するという意味でも、こちらの提案のほうがいいとか悪いみたいなことが考えやすいというのがあるので、そこをできれば、今年度はもうないですがけれども、来年度からは、本当にざっくりでいいのですがけれども、何かあればありがたいなという形ですね。

●事務局

内容については、もともと私どものほうも指定管理料を設計しておりますので、このくらいの額、例えば人件費はこのくらいで、物件費はこのくらいというような形の設計の積み上げで、この額という決定をしているところです。今、ちょっと示せる

ものがあれば、お示しすることは可能だと思います。少々お待ちください。

●会長

そうですね。それでは、つなぎでもう少し質問いたしますが、その際に、指定管理料を決めるときの想定として、例えば市の側の試算の段階で利潤が入っているのかとか、例えば今回だと、前回のコミュニティプラザの場合は、2社とも人件費の増額が見込まれていたと思うのですが、例えば今回の協栄さんの場合は、2年間で人件費は上がらないという想定になっているというのをどう評価するかというのを考えるときにも、例えば市のほうでは増額は考えているとか、考えていないとかいうことであれば、その比較で点数をつけることもできるかなと思うので、その資料があると、ありがたいです。

●担当課（生涯学習課）

指定管理料につきましては、今回、5年間の予定で債務負担行為を組ませていただきました。それは、コロナの関係がございますので、指定管理料をどうするかというのを今回再検討したのですが、5年間分の中には、人件費が上がるという部分も含めて、5年間にしてあります。

再検討の結果、指定管理期間を2年間として、コロナの様子を見て、その次の指定管理に対応しようということとなり、12月の議会で債務負担行為を2年間と変更する予定です。

その中で、コロナ分につきましては、特にうちのほうで考えるというようなことで、その分は含まれておりません。で、人件費につきましては、前回、今までやっている分よりも含めて、多めに、多めにといいますか、人件費が上がる分を含めて計算しております。

●会長

ありがとうございます。

●事務局

今、資料を用意していますので、コピーができましたらまた説明します。

●会長

ありがとうございます。
どうぞ。

●〇〇委員

今コロナの話が出たのですが、来年度からの2年間というか、来年度なのですが、今までも、平成31年度は通常どおり営業していたと思うのですが、その制限もなく営業できるという見込みというか、これは今回、審査をするということでしょうか。

●担当課（生涯学習課）

今年度と昨年度は、実はプールは開いておりませんでした。来年度につきましては、

その対策として、今までは行っていませんでした入口での健康観察カードの提出、職員の健康管理、それから利用者のマスクの着用等を予定しております。そういうことをやった上で、できるのではないかなというように考えております。

●〇〇委員

営業時間とかというのは、もうこのとおり、ここに載っているとおりにできるという見込みでということですね。

●担当課（生涯学習課）

はい、そのとおりです。

●〇〇委員

分かりました。

●〇〇委員

今の質問に関係しての話なのですが、ちなみに、今年度、昨年度とプールを事実上開けなかったということで、いわゆる指定管理料の割り落としというのですか、そういったような制度というのはあったのですか。要は、安くしてもらったというような。また今後も、急にできなくなった場合には、この指定管理料から一定の額を割り落とすとか、そういった制度というものはあるのでしょうか。

●担当課（生涯学習課）

今回、昨年と2年間できませんでしたので、実施できなかったことで、本来、事業者ですが、収益を上げるべき金額がございます。それと指定管理料と比較してどうだったのかというのを考えてございます。その分につきまして、利益を上げる分と支払いの分を考えて、その差額を割り戻すというよりも、事業者さんに補填料として事業者さんに支払っております。

それから、できない場合、去年と今年と、指定管理料以外にその差額分を業者さんに支払っていると、そういうような状況になります。

●〇〇委員

そうしますと、本来の指定管理で、要は施設管理そのものを安く上げようというような、休止になったときに、逆に補填料という形で払わなきゃいけないというのは、指定管理が逆にマイナスになっちゃっているのじゃないのですか。その辺はどうなのでしょう。

●担当課（生涯学習課）

指定管理料と、プールにおきましては自主事業ということで販売等も行っております。その利益も見込んで、業者さんのほうがこれだけできるだろうというようなことでお願いをしているところでございます。

●担当課（生涯学習課）

すみません。途中から失礼いたします。

今回の補填につきましては、利用料収入と、これから多分、提案で説明があると思うのですが、自主事業として収入としてある部分と、指定管理料を併せて、1年間でかかる経費を賄っていくという計算を行っております。そのため、最初から利用料収入を見込んだ上で指定管理料を積算、これから今お配りした資料を説明させていただくのですけれども、利用料収入を見込んだ上で指定管理料をその分、低くという言い方はおかしいのですけれども、利用料収入がある前提で指定管理料を積算しているので、単純に指定管理料とかかる経費だけを対比してしまうと、足りなくなってしまうというところがある部分と、あとは、先ほど課長の寺田のほうから説明がありましたけれども、事業者としては、一定の利益を見込んだ上で参加をしてきていて、そこが、いわゆるとんとんというか、プラス・マイナスがゼロになるところまでしかいかないとなってしまうと、指定管理自体を行いませんとかということも考えられていたので、過去5年間の平均の利益分相当と、指定管理料との差額については、補正予算等で対応してお支払いさせていただいているような状況でございます。

●〇〇委員

分かりました。

●担当課（生涯学習課）

それでは、会長、すみません。続きまして、先ほどお配りさせていただいた資料の説明をさせていただきます。

今申し上げた回答でも少し触れさせていただいたのですが、まず指定管理料を除いた過去の歳入を平均出しまして、実際に過去5年間でかかった経費、人件費等も含めてかかった経費を比較して、足りない分が指定管理料で補うといった計算を基本的に行っております。

その中で、先ほどの人件費のお話ですが、その部分につきましては、5年間で6.3%の上がり幅、伸び率を見込んでおりまして。その中で今回、少し説明が分かりにくくて申し訳ないのですが、5年間で6.3%上がるところを、2年間でも同じ幅で上げて、1年平均というか、1年度当たりの2,736万1,000円というのを出しています。

そのため、5年間で得られる分も先に充ててしまっているというのでしょうか、そのような形となっているので、ここの最低賃金などは上がり幅で収まっており、その分は見込んだ上で、賄えている形での指定管理料というように担当として設計しているものでございます。

●会長

これを見る限りですと、過去5年間にわたって歳入より歳出のほうが全年度で多いようなのですけれども、これ、過去5年間にわたって全て赤字ということなのでしょうか。

●担当課（生涯学習課）

今回の積算については、指定管理料を除いた上で計算をしております。利用料収入だけでやったときという計算で全て赤になってしまうので、その部分は指定管理料で賄うというものとしています。

●会長

いえ、歳入の一番下の歳入合計①プラス②があるじゃないですか。この金額と、歳出合計の一番下、①プラス②を比較したときに、過去5年だと、全ての年度で歳出合計のほうが多いですよ、となると、指定管理料をもらっても、5年にわたって赤になっているようにこれだと見えるのですけれど。

●担当課（生涯学習課）

失礼いたしました。ここには自主事業の部分が入っておりませんので、そこは自主事業の売上げで賄っている状況でございます。失礼いたしました。

基本的に、手元に明確な自主事業入りの報告書、全ての数字が載っているものはありませんので、きちんとお答えできずに申し訳ないのですが、赤字になっている年度はなかったと記憶しております。ただ、黒字が数万円とかという年が1年くらいあったというのは記憶しています、今、数字を拾わせていただきます。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

こちらの歳出のほうには、例えば今回、協栄さんのほうで出しているような収益みたいなものは入っていないということによろしいですよ。

●担当課（生涯学習課）

ええ、おっしゃるとおりです。

●会長

それでは大丈夫です。分かりました。ありがとうございます。

●〇〇委員

冒頭で〇〇委員から駐車場の話が出たのですが、駐車場4か所と最初1ページ目に書いてあるのですが、51ページの資料だと5か所、⑤まで書いてありますが、何か所なのですか。

●担当課（生涯学習課）

失礼いたしました。51ページの駐車場、①から⑤までございますが、④につきましては、運動公園と共通で使っています。そのために、最初のところでは4か所と書いてありますが、プールの利用状況によって、開けたりとか閉めたりしていますので、その辺で4と5がちょっと変わってしまっていますが、実際には5か所使うことはできます。

●〇〇委員

指定管理者として管理しなくてはならない駐車場は幾つになるのですか。

●担当課（生涯学習課）

④の駐車場につきましては運動公園でやっておりますので、管理としては4か所になるかと思います。

●〇〇委員

そうすると、4 番のほうは、管理は運動公園のほうで管理して、プールの利用に合わせて、必要だからと要請をして開けてもらったりするのですか。

●担当課（生涯学習課）

現実としてはそういうような利用をしていると思います。

●〇〇委員

そうすると、この資料から、本当は 4 番を抜くか、何か別な書き方をしなければいけなかった。

●担当課（生涯学習課）

そうですね。

●〇〇委員

何か別な書き方が必要ですね。

●会長

その他、質問等ございますでしょうか。

大丈夫ですか。

では、事務局のほうで続きをお願いしてよろしいですかね。

●事務局

それでは、これより 5 分間の休憩といたします。休憩後、株式会社協栄千葉支店の準備が整い次第、審査に入りますので、午後 2 時 20 分には着席いただきたいと思っております。それでは、休憩といたします。

〔休憩〕

●事務局

それでは、これから白井市民プールの指定管理者の候補者の選定に係る審査を開始いたします。

審査に当たり、事務局から留意事項を申し上げます。

まず時間ですが、審査は団体からのプレゼンテーションが 30 分、委員からの質疑が 30 分、合計 60 分とします。

プレゼンテーションについては、団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順で行い、必ず資料右上のページ番号をおっしゃってから説明してください。

審査は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画書等から逸脱したプレゼンテーションは適正な審査ができなくなるため、御注意願います。

また、事務局がベルを鳴らしましたら、終了 5 分前の合図です。2 回目のベルで 30 分経過となり、そこでプレゼンテーションは終了となりますので、併せて御注意願います。

それでは、これより審査を始めます。プレゼンテーションは、会議室の時計で2時52分までとします。よろしくお願いします。

●株式会社協栄

このたびは、白井市民プール指定管理者選定審査会でのプレゼンテーションの機会を頂きまして、誠にありがとうございます。私は、協栄千葉支店支店長の〇〇です。

こちらが、市民プール指定管理者での責任者経験もあり、千葉支店のプール管理部門のリーダーである次長の〇〇です。

●株式会社協栄

〇〇です。よろしくお願いします。

●株式会社協栄

真ん中の者が、新型コロナウイルス感染の影響でプールが開放中止となる前の令和元年まで5年間、市民プールの責任者としての経験のある、現在は本社営業部係長の〇〇です。

●株式会社協栄

〇〇です。よろしくお願いします。

●株式会社協栄

以上3名で参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、申請書類については、前責任者の〇〇より御説明させていただきます。

●株式会社協栄

それでは、私より提案内容について御説明させていただきます。すみませんが、座らせていただきます。

応募団体名は、株式会社協栄です。所在地は、東京都中央区日本橋。会社設立は、昭和39年5月になります。申請者は、株式会社協栄千葉支店です。所在地は、隣接の鎌ケ谷市新鎌ケ谷。千葉支店開設は、昭和55年4月となります。その他概要は記載のとおりです。

指定管理者事業については、県内での3案件をはじめ、関東を中心に全国で24案件の管理運営実績があります。

5ページ、事業計画書を御覧ください。

様式5-1、管理運営の基本方針について。当社の企業理念の下、スタッフが共通する五つの心構えを持ち管理運営していくことで、当社のスローガンである「安心も、快適も、感動も」を実感できる施設を実現していきます。当社は、平成3年、市民プール開設時から業務を受託し、平成18年から現在まで3期16年間、指定管理者として責任と自覚を持ち、大きな事故もなく管理運営してきました。その管理運営の基本方針は、市が定める管理運営の基本方針として適切に取り組み、関係法令、業務仕様書等を遵守するとともに、長年の実績と経験で得たノウハウをプラスし、安全・安心・快適な施設を維持することで施設の設置目的を実現していきます。

6ページを御覧ください。

様式5-2、市民サービスの向上方法について。サービス向上のため、認証取得のISO9001の仕組みを利用し継続的な業務改善に取り組み、サービスを維持・向上させていきます。

業務における具体的な取組として、現在まで行ってきた無線機の活用、定期的な場内放送、備品の無料貸出しのほか、提案書下段並びにスライドを御覧ください。新たな取組として、着水プールに独自のイラスト塗装を行い、既存アトラクションの付加価値を高めます。次に、利用者からの要望が多いプールサイドの一部にテントを設置し、日よけエリアを増やします。

7 ページを御覧ください。

様式5-3、利用者ニーズの把握方法とその対応について。利用者ニーズを把握するために、アンケートボックスの設置、直接の声や電話での御意見・御要望の記録、市担当課からの顧客満足度調査により多くのニーズを収集し把握していきます。そこで頂いた御意見・御要望は、サービス向上のヒント並びに近道として、また、苦情については、状況や事実をきちんと確認し、その原因を分析していきます。確認及び分析した結果、安全性や平等性に関することは、最善の方策で迅速に対応し、時間がかかる場合や対応できない場合には、その理由をきちんと説明し、クレームへの発展を防止していきます。その情報をスタッフで共有することもサービスを向上させていく上で重要となることから、ミーティングなどで確認し共有していきます。

続きまして、8 ページを御覧ください。

様式5-4、サービス内容（自主事業）の実施計画について。次のような自主事業を計画し、実施しています。

最初に、飲食と物品の売店運営です。飲食販売は食品衛生法を遵守し、安全な食品を提供していきます。開園時過去3年間の平均売上金額は、シーズン合計で〇〇円あり、まさに自主事業の目玉となっています。物品の販売は、浮き具、水泳用品などを販売し利便性を高めます。過去3年間の平均売上金額は、合計で〇〇円となっています。

次に、ジュース、アイス、お菓子の自動販売機を計〇〇台設置し利便性を高めます。過去3年間の平均売上手数料は、合計で〇〇万円となっています。

また、市民サービスの一環として、無料の水泳教室や着水プール、オリジナルアートのTシャツづくりを開催していきます。

さらに、新型コロナウイルス感染対策として、休憩所にテーブル及びアクリル板を増設し、消毒を徹底して感染防止対策に努めます。

最後に、七夕祭り、なし坊塗り絵大会、水中ブロックなど、イベントの開催により地域のコミュニティの場として高揚を図ります。

9 ページを御覧ください。

様式5-5、緊急時の対応について。緊急事態発生時のフローのとおり、統括責任者の指示の下、現場スタッフの適切な対応と関係機関への迅速な連絡・報告を行います。

また、協栄千葉支店や本社のバックアップ体制も整え対応していきます。

災害発生時の対応は、中段の対応一覧表のとおり、想定する災害に対し予防対策の実施と、災害発生時には適正な措置を行い対応していきます。

実例として、今年1月、夜間に発生した近隣施設の火災では、プール水で消火活動することになり、夜間招集をかけ対応いたしました。

さらに、賠償保険をはじめとした各種保険に加入し、様々なリスクにも対応してい

きます。加入保険は、保証内容は事業計画書下段の一覧表を御覧ください。

10 ページを御覧ください。

様式 5-6、利用促進の方法について。情報の発信、回数券の販売、随時受付型の無料イベント・教室の開催、開放期間・時間の延長を継続していきます。新たな取組として、スマートフォンからすぐに施設のホームページを閲覧できるよう、QRコードを導入します。

11 ページを御覧ください。

様式 5-7、利用料金について。利用料金区分については、上段表のとおり、条例の上限よりも少し下げた現在の利用料金と同額で設定いたしました。

また、利用料金の端数を 50 円及び 100 円単位とすることで、券売窓口での作業がスムーズになり、入場待ち列の流れもよくなると同時に釣銭間違いもなくなります。

10 ページ、利用促進方法でも述べましたが、下段表のとおり、引き続き 7 枚つづりの回数券を 6 回分の利用料金での販売をしていきます。

12 ページを御覧ください。

様式 5-8、管理運営経費の削減方法について。長年のデータを基に、天候、曜日や時期による入場者数等の状況を予測し、適正な人員配置と飲食品の数量管理を行い、無駄をなくすことで人件費、食材費、光熱水費等を削減していきます。複数の業務ができるスタッフの育成と、研修や経験を積むことによりスキルアップすることで業務が効率化し、人件費、募集費等を削減していきます。修繕は地元企業にも発注していきますが、バランスを図りながら自社処理することで、修繕費、外注費等を削減していきます。スタッフの小まめな巡回により、水の出しっぱなし、電気のつけっぱなしがないよう点検し、光熱水費の無駄をなくしていきます。スタッフの紹介制度を導入し、募集費を削減していきます。

また、スタッフは近隣住民が多いことから、自然と地域雇用の促進にもつながります。新しい施設でないことから、設備機器には微妙な癖もあり、長年の経験からその癖を理解した職人技により、水や薬品等の使用量の無駄をなくし、光熱水費、消耗品費等を削減していきます。

続きまして、13 ページを御覧ください。

様式 5-9、類似施設の運営実績について。御覧の表のとおり、白井市民プールをはじめ、多くのプール管理運営実績があります。白井市民プールと同等以上の管理実績については、東京都大田区萩中公園プール、長崎県大村市市民プール指定管理者の実績があります。施設の規模等につきましては、中段以下の表を御参照ください。

14 ページを御覧ください。

様式 5-10、施設設備の維持管理について。予防保全を基本として、年間の維持管理計画を立て、施設や設備の延命を図ります。日常点検と有資格者及び専門業者による定期点検、法定点検を実施します。当社設備担当、メーカー、協力会社との緊急連絡体制を整え、異常などの発生時には迅速に対応します。過去 5 年間の主な補修、修繕箇所については、中段の表を御参照ください。維持管理の外部委託については、専門性や特殊性のある設備は専門業者へ発注していきます。

また、外部委託は、市内及び近隣業者へ優先的に発注していきます。主な設備の外部委託については、下段の表を御参照ください。

15 ページを御覧ください。

様式 5-11、職員配置の基本方針について。職員配置の基本方針は、安全で衛生的

なプールを快適に御利用いただけるよう、関係法令を遵守し、必要な資格のあるスタッフと教育・訓練を受けたスタッフの適正な人員配置により、事故の未然防止に努めていくことです。

事業計画書の上段、管理体制図を御覧ください。

統括責任者が軸となり、市、協力会社との連携、スタッフ管理、協栄千葉支店や本社とのバックアップ体制を整え管理運営をしていきます。

職員雇用の基本的な考えとして、労働基準法を遵守するとともに、地域市民の雇用を推進していきます。開場年度過去3年間の地域市民の雇用状況は、事業計画書下段表のとおり、白井市民約35%、近隣市民約47%、合わせると約81%となっており、地域市民の雇用に貢献できています。

16 ページを御覧ください。

様式5-12、職員配置について。配置人数につきましては、上段表を御覧ください。職種別に区分し、基本配置人数、所属登録人数を記載しました。基本体制は、各職種合計で1日〇〇人の配置体制となります。配置する職員についての業務内容、必要な資格等については、下段の表を御参照ください。管理運営に当たり、その職種に必要な資格者の確保と教育訓練を実施し、安全・安心な施設を提供していきます。

17 ページを御覧ください。

様式5-13、業務ごとの勤務シフト表、ローテーションについて。業務ごとの勤務時間は上段表のとおりです。

また、下段表のとおり、統括責任者、副統括責任者が休みの際の応援体制を整え対応していきます。業務ごとの勤務シフト、ローテーションについては、下段の表を御参照ください。

18 ページを御覧ください。

様式5-14、職員等の研修計画について。職員の研修として、就業前研修、業務別研修、就業中研修、社外研修に区分し、入社時、定期及び臨時の研修を行い、安全と衛生の徹底とマンネリ化によるサービスの低下やクレームを防止していきます。

19 ページを御覧ください。

様式5-15、個人情報保護について。関係法令を遵守するとともに、認証取得のプライバシーマークを運用し、定められた方針やルールに沿って個人情報を確実に保護していきます。入社時、定期、臨時教育により、プールにはどのような個人情報があり、どのようなリスク対策を行えば安全に取り扱えるのかをスタッフ全員にきちんと理解させることで、個人情報を確実に保護していきます。

また、今年6月、情報セキュリティーマネジメントシステム ISO27001 を認証取得し、さらなるセキュリティーの維持強化に努めます。

また、万が一に備え、個人情報漏えい保険にも加入しています。保証内容につきましては、下段の表を御参照ください。

20 ページを御覧ください。

様式5-16、その他関係法令の遵守について。市民プールの指定管理者として、仕様書に定められた14の関係法令の遵守と、改正事項の定期的なチェックを行い、新たな基準で対応していきます。

その他の法令として、食品衛生法と建築基準法があります。食品衛生法については、飲食物の販売に当たり食品衛生責任者を設置し、その管理の下、今年の6月から運用が完全義務化されたHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の徹底を図り、安全・

安心な飲食物を販売していきます。

また、ウォータースライダーについては、建築基準法に沿って、開場前6月に年1回の法定点検の実施と運行マニュアルに沿って日常点検を実施し、安全な管理運営を行います。

続きまして、21ページを御覧ください。

様式5-17、特記すべき事項について。ISO14001の認証取得と、千葉県CO2宣言事業所登録をし、エコ商品の購入、省エネなど、環境への配慮に取り組んでいます。

プール内外に4台の防犯カメラを設置し、セキュリティを強化しています。

白井市民をはじめ近隣市民が多く従事していることと、会社の拠点が近くにあることで、より地域に密着し、愛着を持っていることは、管理運営の要因にもプラスとなっています。

健康観察カードを当社市民プールホームページにて事前に配布し、入場時の混雑を緩和します。

収支は、その年の天候等に左右されることから、開園時過去3年間の実績を基に収支を立て、指定管理料を設定しております。利益が出た場合には、修繕費等へ還元していきます。

続きまして、収支計画について。22ページ、様式6-1、収支計画書について。スライドを御覧ください。

収支については、開場時の過去3年間の平均額をベースに、令和4年度から5年度の収入、支出、指定管理料の2年間の合計金額をそれぞれ均等に振り分け、同額で設定しております。

収入については、利用料金は〇〇円、自主事業の合計は〇〇円、そのほかの収入は〇〇円、収入の合計は〇〇円となります。

支出について。自主事業費の合計が〇〇円、管理費の合計が〇〇円、支出の合計は〇〇円となります。

収益について。収益を〇〇円と見込んでおります。

指定管理料の算出は、支出マイナス収入プラス収益とし、令和4年度、5年度、同額の2,717万円で計画しております。各内訳は収支計画書を御参照ください。

また、自主事業の収支については、23ページ、26ページの別紙1、支出の管理費、①、②、人件費の内訳については、28、29ページ、様式6-2、6-3、⑪、その他の内訳については、24ページ、27ページ、別紙2にそれぞれ内訳を記載しております。

当社の財務状況について。194ページ、様式10、損益計算書を御覧ください。

各利益率とも低い数字となっております。これは、官庁物件では、入札など価格競争での受託が多く、また、民間物件については、現状維持もしくは値引きという厳しい状況があります。その中で契約を維持し、従業員が安定して働ける職場を確保するために、原価ぎりぎりの金額で守っていくことから利益率も低くなります。

しかし、様式9、貸借対照表、193ページ並びにスライドの指標を御覧ください。

長期借入金ゼロ円と固定負債も少なく、各比率とも高い比率を維持していることから、安定した管理運営が行えます。

事業報告書について、90ページ及びスライドを御覧ください。

平成31年度は、指定管理者が新たに7件選定を受けたことなどにより、平成30年度より〇〇円以上売上げが増加しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染の影響により、美術館監視業務、プール管理業務、イベント業務が中止となり、平成31

年度に比べ〇〇円減少となっておりますが、財務の安定性を示す各比率とも標準値を上回り、安定した経営状況を継続しております。財務状況の悪化により、市に御迷惑をかけることはございません。

収支予算書及び事業計画書について、97 ページを御覧ください。

当事業年度の利益計画として、売上げを約〇〇円増加の〇〇円、売上総利益を約〇〇円増加の〇〇円と計画しております。その他実施事項については、99 ページ、当期重点実施事項を御参照ください。

結びとなりますが、現在、様々な社会情勢の中で、子供たちの水と触れ合える場所が減少しております。その中で、今後も市民プールを地域のコミュニティの場として、市民をはじめとした多くの人が安全・安心・快適に利用していただけるよう、長年の実績と経験で得たノウハウを生かし適正に管理運営していくことで、施設の設置目的であるスポーツ及びレクリエーションの振興と体力づくりの推進を図り、もって健康で明るい市民生活の向上に資することを実現していきます。

以上のとおり、今後も指定管理者として、自信を持って管理運営できることをお約束し、引き続き当社を選考していただきたく応募いたしました。何とぞよろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

では、こちらのほうから質疑応答に入らせていただきたいと思います。何か質疑等ございますでしょうか。質疑等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

15 ページで、管理体制のところですが、ここで働いている方は基本的に本社のどこかにいらっしゃったり、他のプールで働いたり、転勤というのではないのでしょうか。

●株式会社協栄

そうですね。基本的には、ここのプールで働いていただくような形でやっております。

●株式会社協栄

ここは夏だけですので、逆に夏以外に、イベントとか、ほかの警備業務とか、そういうのがあるときに協力してもらっていることもあります。ほかの業務で協力していただいている場合もあります。

●〇〇委員

長い方は、どのくらいでしょうか。

●株式会社協栄

かなり長くやってもらっている方います。15 年くらいが多分、最高だと思います。また、そこから社員になっているメンバーもおります。

●〇〇委員

社員になると、転勤とかもあるということなのですか。

●株式会社協栄

違う場所に行くこともあります。

●〇〇委員

危機管理といいますか、やっぱりこの手の施設は事故が怖いと思うのですが、保険とかもいろいろかけていらっしゃるのですが、こういった人員を配置して開業しているときに目を行き届かせて管理するとか、あるいは、日々の点検だとかあるわけなのですが、何事も起こらない、事故がなく過ごしているのは非常に良いことなのですが、事故がないと慣れてしまって、今日も大丈夫だろうとかって、そういうような気持ちとかというのもしょっちゅう起こるのが怖いのですが、そういうところを防止するために、何か注意している、取り組んでいることとかというのはありますか。

●株式会社協栄

教育のところでも、少し触れたのですが、日々のミーティング、それと勤務の合間に、救急法のトレーニングとか、心肺蘇生法とか、そういうのを取り入れて、常に緊張感を持って一日勤務しております。

●〇〇委員

分かりました。

あと、市民サービスの向上のところ、アンケートボックスを設置してということなのですが、意見は、結構寄せられるのですか。それで、その寄せられたものに対して、取り入れたものとかというの結構あるのでしょうか。その辺はどうですか。

●株式会社協栄

アンケートにつきましては、圧倒的にやはり日陰の部分が欲しいという結果が多くございまして、今回も提案書のほうに挙げさせていただきましたが、テントを当社のほうで設置して、日陰をできるだけ多く設けるように心がけております。

●〇〇委員

そういった要望が毎回ほとんどなのですか。

●株式会社協栄

そうですね。圧倒的に多いのは、日陰が欲しいというところですね。あとは、売店を安くしてほしいですとか、そういった声も少なからずありますが、圧倒的に多いのは日陰が欲しいということで、こちらのほうでも対応しております。

●〇〇委員

分かりました。

あと、収支のほうで、私もその辺は専門じゃないので、分からない部分があるのですが、22ページの収益〇〇円というのは、これは、この計算書の中でどういう

計算をすると〇〇円を設定するというか、出てくるのかなと。収入がこれだけあって、支出がこれだけあって、その中で利益が出てくるということなのですか。〇〇円の設定というのは、会社の経営の問題もあるのでしょうか、この中で、どこで出てくるのかなというのが見えづらいなと思っています。

●株式会社協栄

従来ですと、指定管理料を〇〇円にしていたのですが、収益を今回上げているというのは、計算上、〇〇円にすると、どうしてもマイナスの収支になることがあるのです。天候にも左右されますし、何とも言えない、その年度の気象状況によるので。一応、以前は0円を出していたのですが、取りあえず〇〇円収支でプラスが出るような提案で今回はさせていただいております。

それで、この160万円がそのまま残りましたら、全額ではないですが、修繕費のほうに、当然充てていきたいという考えです。あくまでも、実績の中で当て込んだ数字に対して、〇〇円という収益を上げているということです。ちょっと分かりにくいとは思いますが。実際は、本当に天候に左右されますので、これがマイナスになることもあるのですね。指定管理料が一定となってしまいますので。

●〇〇委員

取りあえず、一旦自分で整理します。

それと、利用料金を少し上限よりも下げて、やり取りをやりやすくするとかというのがあるのですが、利用料金を安くしている分、指定管理料が高くなっているとかということ、影響はないのですか。この質問はどちらに聞いたらいいのかなとは思いますが。

●株式会社協栄

当然、利用料金を上げますと収入も増えますので、指定管理料が下がるかもしれないのですが、やはり利用料金というのは、現状上げるというのは、よほど消費税の改定とか、何か新しいアトラクションが増えたり、物価が物すごく上がったりというのであるならば、上げることはいたします。

●〇〇委員

これは、どちらかというと、利用料金というか利用料の設定は昔からあって、指定管理制度になって利用料金制度になったときに、上限が上がったけれども、実際上げなかったというのが。どちらが実態なのですか。

●株式会社協栄

条例で上限が決まっておりますので、それよりは下げると。先ほど〇〇から説明がありましたように、一応いろいろな計算上のこととか考えて、50円、100円単位で合わせているということです。条例よりは安くしております。

●〇〇委員

そうなのですが、指定管理制度になる前から、使用料って条例で定めていたと思うのですが、そのときは、条例で定まっていた使用料を取っていたはずな

のですよね。そこから制度が変わって、指定管理者制度になって利用料金の制度ができたのですけれども、そのときに市のほうで上限を設定して、それが今までの使用料よりも高く設定して、それなのに指定管理者さんのほうが上げなかったのか、それとも、前と同じ使用料を上限設定したのだけれども、指定管理者さんが下げたのか、どちらなのか。

●事務局

本来、私たちが答えるべきではないのですけれども、利用料金は、指定管理者になった時点で、条例上、上げていますから、ご指摘の話は全く別の話だと思います。

あくまでも、協栄さんが独自の考えでこの値段を設定しているだけであって、以前の利用料金制度以前の金額を据え置いたというわけではありません。

●〇〇委員

昔、指定管理者制度になる前って、どうですか。

●事務局

今の利用料金の金額よりも安かったです。

●〇〇委員

そうですか。

●事務局

そのため、利用料金制度を導入した際に、条例を改正しています。

●〇〇委員

それは、指定管理者さんが定めるのではなくて、条例で定まっていたやつを徴収するしかなかった制度でしょう。それが指定管理者、上限は条例で定めるって、そのときに上げたのですけれど。

●事務局

そうではないです。全く、今回は独自の提案で料金を設定されている。

●〇〇委員

今回というか、上限よりも下げていらっしゃるの、ずっと以前からということなのでしょう。今回だけじゃなくて。

●事務局

そうです。

●事務局

はい。指定管理者さんが市の条例よりも少し下げているということになります。

●〇〇委員

それは、指定管理者さんになってからずっとですか。

●事務局

条例よりは下げています。

●〇〇委員

ということなのですか。

●事務局

はい。

●株式会社協栄

指定管理者になって始めたことは、プラス回数券ですね。

●〇〇委員

市が指定管理料を積算するときは、この下げている額で積算するのですか。それとも、条例の上限で積算するのですか。

●事務局

条例の上限額です。条例額です。

●〇〇委員

上限でやっているのですね。だから、こっちが下がっているから、指定管理料が高くなっているとかということでは、ないのですね。

●事務局

市が設定する指定管理料には影響はありません。

●〇〇委員

影響はないということですね。すみません、長くなってしまって。

あと、最後に、様式 6-2、28 ページなのですけれども、この人件費内訳表で、副統括責任者 1 人と常勤の監視員が 1 人となっているのですけれども、30 ページ、7-1 ですと、監視員は臨時としか書いてないのですけれども、その辺、どちらでしょうか。

●株式会社協栄

この監視員というのは、社員 3 名体制で提案しておりますので、本来は副統括 2 人でもいいのかも分からないですけれども、一応、監視業務に携わる社員ということですから。提案では、3 名の社員配置ということとなっております。

●〇〇委員

6-2 の様式では、監視員が二つで、常勤の方と非常勤の方となっているのですが、その部分は、7-1 では、副統括の 2 名のほうに入っているということですか。

●株式会社協栄

そうですね。そのうちの1人が監視責任者というような感じですね、上の監視員のほうは。

●〇〇委員

6-2のほうの上の監視員は、7-1ですと副統括のほうに入っていると。

●株式会社協栄

そうです。

●〇〇委員

ありがとうございます。

●〇〇委員

今の点について併せてなのですけども、自主事業売店のところでも常勤が1人計上されていますが、これはどれでしょうか。

●株式会社協栄

自主事業の社員、常勤の部分なのですが、様式6-2、28ページの下から3段目、自主事業（売店）の上のほうの段なのですけども、ここの常勤にチェック入れてある。

●〇〇委員

ええ。これが7-1のほうですと、どれに当てはまるのでしょうかという御質問です。

●株式会社協栄

7-1ですと、上から2段目、総括責任者（副）の正社員の部分になりまして、一番右の部分を見ていただくと、統括の補佐、経理管理、備品食材の管理等というところで、ここに1名入れさせていただいております。

●〇〇委員

となりますと、様式6-2の常勤の監視員と自主事業の常勤というのが、7-2のほうですと、副統括責任者の片方ということになるのですか。

●株式会社協栄

はい。すみません。先ほどの常勤の監視員の部分なのですが、少し訂正させていただきますと、ここの常勤の監視員の部分、金額を見ていただくと、百何万円ということで上の額より安くなっているのですが、これは常駐する社員ではなく、どうしても社員が不足している場合だとか、あとは休みを回さなきゃいけない。その場合に、ほかの現場もしくは会社事務所のほうから応援に来る人間の部分を計上してまして、その額として御理解いただければと思います。

●株式会社協栄

先ほど言った1名、こちらではなく、売店のほうに計上しております。この上のほうは、今言いましたように、代勤とかで来る場合の社員のあれですね。すみませんでした。私が説明間違っておりました。

●〇〇委員

そうなりますと、この副統括責任者というのは、片方が様式6-2の副統括責任者の待遇で、もう片方が自主事業、売店のほうの給与体系ということになるのでしょうか。

●株式会社協栄

はい、そうなるのですが、ちょっとこれ分かりづらいのですが、売店に関しては、稼働しているのが開場期間のみになるので、これだけの額になっているのですが、実際、準備とかで来ることはあるのですが、売店の部分に関しては、本当にオープン期間だけということで、この額で計上しております。

●〇〇委員

そうなったときに、オフシーズンは、統括責任者の方と副統括責任者の方1名ずつというような運用になるという理解でよろしいのでしょうか。

●株式会社協栄

はい。オフシーズンに関してなのですが、全く施設のほう動いていけませんので、常勤しているわけではございません。点検もしくは問題が発生したときに施設のほうに行って対応するというので、毎月関与率を出しまして、それで計上させていただいているような形になります。その関与率に関しましては、大体今までの実績でやってきたものを参考にしてお出しさせていただいております。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

もう1点なのですが、収支計画書のほうで、まず22ページです。1点、消耗品費が〇〇円計上されていますけれども、こちら、例年というか、平成31年までの5年間の実績を見る限り、5年間の倍以上、予算のような形で計上されているようなのですが、これはこういった用途を想定していらっしゃるのでしょうか。

●株式会社協栄

これが増えていることに関しましては、ここ2年間、コロナで営業のほうをしておりませんので、消耗品で、例年だと翌年はまだ使えるというものに関しては補充して使っていたのですが、2年空いてしまったことによって使えなくなってしまう、傷んでいるものなんかもありまして、かなり購入が増えるということで想定しております。

●〇〇委員

分かりました。

あと、幾つも申し訳ないのですが、もう 1 点、24 ページ、その他内訳表のところで、収支計算書のその他の内訳を記載していただいていると思うのですが、上から 7 行目の管理費〇〇円という金額が計上されているのですが、こちらはこういった金額になりますでしょうか。

●株式会社協栄

この管理費に関しましては、我々千葉支店もしくは本社、その白井市民プールの業務を管理する上でかかってくる人件費、福利厚生費、その辺、ここにいる支店長の〇〇も全く関与しないわけではないので、その部分、パーセンテージにまたさせていただいて、関与率でお出しさせていただいております。それが数名入っているような感じになります。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長〇〇委員

いかがでしょうか。

では、〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

私のほうからは、ちょっと単純なのですが、28 ページ、やはり収支内訳の人件費関係なのですが、協栄さんのほうの例えば総括責任者、あと副の方と、月給制という形で一応の基本給が載っているのですが、年間基本給 12 だと割り切れないのですが、通常、基本給としての考え方は、どういう捉え方、支給方法をしているのか教えていただきたいのです。

●株式会社協栄

今ありましたように、正規職員に関しては月給で支払わせていただいているのですが、これが 12 で割り切れないというのは、オフシーズンは丸々そこに載せている分ではございませんので、やはり関与率で、例えば 40 万円月給を払っている人間がおりまして、オフシーズンの例えば今月に関しては、白井の市民プールに関する業務は 20%しかしてなかった。

そういった場合は、40 万円の 20%しか、ここに計上しないような形で上げさせていただいているので、12 で割り切れないというような形になっています。

●〇〇委員

基本給が動いちゃうということですか。

●株式会社協栄

その人間に支払う基本給というのは動きません。ただ、ここの収支計画に上げる数字としては、丸々一人の人間を 12 か月分載せると、かなりの額になってしまいますので、関与している分だけ、こちらの収支計画のほう、白井市民プールにかかる経費としては計上させていただいている。

●○○委員

ということは、この収支計画の中に載っていない人件費もあるという考え方ですか。

●株式会社協栄

はい、そういうふうになります。

●○○委員

分かりました。

あともう1点、18ページと19ページで1点ずつお伺いしたいのですが、例えば、先ほど安定した管理運営体制についての項目のところで、研修項目を幾つかお話しいただいたのですけれども、例えば通常の常勤なんかへの研修だったら、社外体制だとかいろいろ分かるのですけれども、非常勤への、要は夏場だけのプールの監視員など、そういった臨時さんに対しての研修というのは、どのような形を考えているのでしょうか。

●株式会社協栄

非常勤に対しては、通常の営業の期間にOJTを行いまして、研修という形で行っております。

●○○委員

それは、プール開業時間のオフの日とか、ローテーションで回して順番にやるとか、そういう形ですか。

●株式会社協栄

大体が営業終了後に、そういう練習のような形でやっております。

●○○委員

分かりました。

あと、もう1点ですけれども、個人情報の保護についてのお話で、かなりきちんとやっていると聞いているなというふうには思うのですけれども、プール営業上で、実際のお客さんたちの個人情報に該当する項目って、どんなものがあるのでしょうか。

●株式会社協栄

基本的にお客様の個人情報というのは、今はほとんど取扱いがない状態で、個人情報については、従業員のものが大半を占めております。

ただ、次年度からコロナの健康観察カードなどを取り扱うようになると、お客様の個人情報というのを取り扱うことが多くなると思います。

●○○委員

あと最後に、くだらない点でもう1点だけお伺いしたいのですけれども、回数券、先ほど販売しているということで、6枚つづりで7回分というような形だったのですけれども、これ、10枚とかじゃなくて6枚にしたというのは、理由か何かあります

か。

●株式会社協栄

この回数券制度を始めた頃にアンケートを取りまして、シーズン中大体何回来ますかというようなところで、市内の方でよく来る方が、大体この数ということだったので、6回というような形に設定しております。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

10 ページの利用促進の方法についてということで、駅や公民館、保育園、ショッピングモール等に大判ポスターを掲示しているということなのですが、実際に駅というのは、どの駅というか、ショッピングモールとかもそうなのですが、どの辺りの、場所的なものはどちらのほうになるのでしょうか。

●株式会社協栄

まず駅に関してなのですが、一番近隣の白井、西白井に関しては、皆様住民の方が多く利用されるので、ほぼ御周知されているような形と捉えておりまして、むしろターミナル駅の新鎌ヶ谷駅だとか、その辺に設置させていただきまして、ショッピングモール等というところに関しましては、印西のBIGHOPさん等に掲示させていただいた実績がございます。

●〇〇委員

今までの、今年、去年はなかったのですが、市内じゃなくて市外住民の利用状況というのは、割合的には、市内と市外の割合というのは、どのくらいに今までなっていたのでしょうか。

●株式会社協栄

割合的には、料金で求めますと、大体市外のお客様のほうが7割、市内のお客様は3割という形になります。

●会長

ありがとうございます。

その他、質問等ございますでしょうか。

●〇〇委員

私からも一度幾つかお聞きしたいのですが、まず6 ページ、市民サービスの向上方法のところで、日よけテントの増設ということが提案されているのですけれ

ど、こちらは具体的に言いますと、どの辺りに何基ほどテントは増設される予定でしょうか。

●株式会社協栄

日よけテントについてなのですが、設置場所に関しては、管理棟の流水プール挟んで裏側というのですかね、場所で言うと田んぼ側のストレートのところなのですが、そこに仮設の設置予定で、2基から4基くらい大きめのものと思っています。

ただし、その場所の吹き抜けが強くて、風の影響をすごく受けやすいのです。そのため、前回の御提案のときに、25メートルプールのスタンドのところには鉄パイプ、短管で組んだ簡単なテントを固定式で作らせていただいたのですが、それを作ってもちょっと不安な部分があるので、風が強いときは撤収できるような、こちらのようなテントを計画に上げております。

●〇〇委員

ありがとうございます。

もう1点、8ページのほうですね。自主事業のほうで、自動販売機の設置というのがあるのですが、これは現時点では何機設置されていて、増設を予定されているということなのでしょうか。

●株式会社協栄

現時点でも14機設置しておりまして、設置できれば設置したほうが売上げは上がると思うのですが、場所の関係及び電源の関係がございまして、これが今現状マックスなのかなと考えております。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

最後になるのですが、企業レベルの話で恐縮なのですが、148ページ、仮払金の内訳表があると思うのですが、この中に、相手先社長で220万円というのが期末残高であるのですが、これ、差し支えなければ、こういったものなのかというのを伺いできれば。

●株式会社協栄

社長ですので、いろいろ接待交際費等が多いもので、予備費で持っているようなところが大半だと思います。

●〇〇委員

じゃ、これは比較的コンスタントに計上されるようなものと考えたほうがいいのですかね。

●株式会社協栄

そうです。上限はありますけれども。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。私からは質問は以上になります。

●会長

ほか、いかがでしょうか。
では、どうぞ。

●〇〇委員

もう一回、すみません。市民ニーズの捉え方として、先ほど日よけが、毎年要望が多いということであるわけなのですが、それ以外に、利用者ニーズをうまく酌み取って対応して今に至っているとかというのは、どういったものがあるって、直近ではどういったのがあったのかをもう一回教えてください。日よけ以外であればですが。

●株式会社協栄

6 ページのサービス向上のところにも書かせていただいているのですが、例えばラッシュガードを無料で貸出ししてほしいですとか、あと、これをやってから、アンケートの要望が圧倒的に少なくなったのですが、スライダーの身長制限がございまして、来るたびに身長を測らなければならない、それが煩わしいということがあったので、スライダーのリストパスというものを導入させていただきまして、やらせていただいております。

●〇〇委員

それも、この7 ページの取組のところから出てきたことということでよろしいのでしょうか。

●株式会社協栄

そうです。そのとおりになります。

●〇〇委員

あともう一つ、もう一回確認なのですが、安全対策として、御社のほうで気を抜かないようにやっているのを見るときに、この資料のどこと、どこと、どこを見ればいいのか、もう一回教えてください。

●株式会社協栄

安全対策に関しましては、18 ページになります。職員研修のところ、就業前研修、業務別研修、就業中研修、社外研修等と書かれておりますが、まず、アルバイトの方を多く使うのですが、先ほどもちょっと出ましたが、就業前、仕事に就く前に、国交省、文科省の基準、それから県の遊泳用プール安全要綱を基に、自社のプール管理基準、プール管理マニュアル、そして白井市民プール独自のオリジナルのマニュアルをくっつけたマニュアルがございまして、それを2時間程度座学でやって、その後、さらにその日一日は、OJT として丸々一日かけて研修しております。

さらには、就業中に理解度を計るために研修をしたり、あとは、緊張感を保つために、ほかの全国の施設で事故があった場合なんかに関しましては、本社の専門部署からすぐ通達が来まして、こういうことがあったと、全ての従業員に伝えなさいという

ことで、その記事だとか詳細が回ってきますので、リアルタイムでその日に従業員全部に伝えるようにミーティングとかでしております。

●〇〇委員

抜き打ちのチェックとかもあるのですか。

●株式会社協栄

抜き打ちのチェックもあります。私とあと本社と、何回か回って抜き打ちチェックしています。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

ありがとうございます。

その他、質問等ございますでしょうか。

よろしいですかね。

では、時間になりましたので、事務局で進行をお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして、株式会社協栄千葉支店さんの審査を終了いたします。長時間の説明や審査、大変お疲れさまでした。

●協栄（一同）

ありがとうございました。

●事務局

委員の皆様は、各自採点をお願いします。また後ほど採点の時間を設けますが、各自採点をお願いします。

[採点]

●事務局

では、マイクを使いながら、少し分からなかった点とか、委員の中で討議をしたい点がありましたら、討議と採点をお願いします。

●〇〇委員

それでは、最初に団体の経営状況につきまして、簡単にコメントさせていただきたいのですが、結論から言いますと、特に問題はないかと思います。プレゼンの中でも報告がありましたけれども、利益率自体は少し低い、一般的な企業の水準からすると低いのですが、それでもこのコロナ禍の中で、順調に利益は毎年上げていますので、特に問題はないと思います。

安全性につきましても、このプレゼンの中で言及がありましたが、まず銀行からの借入れが期末時点で0円です。短期も長期も0円です。期中では、ごく短期の銀行借入れは使っているようなのですが、期末時点では、必ず借入金も短期も長期も0円になるように運営をしているということで、基本的に倒産の心配はまずないと思っています。

現金も、ものすごい量を持っていて、未払金なんかは、給料とかの関係で当然あるのですが、そのあたりを全て払っても特に問題なく、余るくらいの流動資産があるということです。経営状況的には、差し当たって心配することはないかなと。行っている事業をそれぞれの事業単位で見ても、そこまで何年にもわたって赤字というようなものも特にないという状況ですので、そこは心配しなくていいかなと思います。

経営状況については以上になります。

何かありますでしょうか。雑感等につきまして。

●〇〇委員

取りあえず、集計していきいたいという気がします。

もう、ここで駄目というものがなければ、ここに指定してもらえないのですから。

●会長

そうですね。あとは、審査上、何か自分の視点で不明というか、ほかの委員の意見を聞きたいようなところがありましたら、ここで共有していただければというようなところですね。

●〇〇委員

金額を比較できないのが残念です。

●会長

そうですね。

●事務局

集計結果自体はこれからということになるのですが、討論する事項が終了しておりますら、採点表を回収します。

[採点表回収]

●事務局

現在、別に集計を行っておりますが、良かった点とか、そのあたりの部分について御意見を頂けるようでしたら、今の時間でいただければと思います。

意見については、例年三点程度の理由で答申しているので、三点程度頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、集計が終わりましたので、皆様の回答をお返ししますので、少し点数について合っているか確認をしていただければ幸いです。

こちらのものについては、サービスとの評価点数について、合計 540 点のところ、280 点以上ないと失格になりますが、こちらについては 363 点ということで、280 点以上でした。

また、14 番の部分になりますけれども、こちらが 20 点以上でないといけないところ、27 点ということでした。失格の部分がなかったのも、こちらについては、合計しますと 604 点満点中 396.6 点ということで、こちらの株式会社協栄千葉支店さんについては、審査会のほうから、問題なかったとして指定管理者の候補者として答申をいただきたいと思います。

答申に当たりまして、今皆様のほうにそれぞれの点数を確認いただきましたが、点数は間違いございませんでしたかね。

では、委員から、選定理由についてお話をいただければと思います。

こちらのほうで少し見る限り、点数が高いのは 2 番、4 番、5 番、7 番あたりが少し点数としては高いのかなと思います。40 点満点中、28 点ということですので、少し皆様の点数としては、比較的高いところで整理されているのかなというふうに思います。

では、よろしくお願いいたします。

●会長

新しい企画のところであるテントは、利用者からのニーズに応える形で新しく提案されているということで、「利用者ニーズを反映した提案がなされている」というところは、非常に評価に値するのかなと思います。

あと、文頭に、「これまでの運営実績を踏まえつつ、」を入れていただけると良いと思います。

●〇〇委員

私のほうから一つ。私からは、施設が老朽化しているにもかかわらず、その老朽化に見合ったサービス向上に努めていると。例えばテントとか、そういったようなものを含めて、あと老朽化も、機械には癖があるというふうに言っていましたけれども、そういったような内容をよくつかんだ形で管理運営に当たっていただいているところがよかったと思います。

老朽化しているにもかかわらず、自主事業を展開しようとしている。それは、1 番にも統合されるのでいいかなと思います。

●会長

あとは、前回の選定理由にもありますけれども、「市内や地域の雇用を積極的に推進していること」は、変わらず評価できることだと思います。

あとは、一番上のが、「利用者ニーズを反映した提案がなされていることから、利用者のサービスの向上が期待できること」、でいいかと思います。

●〇〇委員

1 つ目と二つ目は、結局サービス向上になるので、サービス向上関係でまとめられないのですか。

私が、最後に確認で質問したのが、利用者ニーズを捉えることとサービス向上とい

うのが一つと、あとは、安全対策を怠りなくきちんとやって、これまでの実績も踏まえ、さらに対策をしているというのを二つ入れようかと思って、改めて最後に確認の質問をしたところです。

●〇〇委員

安全対策は、必要じゃないかな。

●会長

そうですね。

●〇〇委員

プールで安全にということですね。

●事務局

安全対策はどうしましょう。2 番目にしますか、3 番目にしますか。

●会長

2、3 番目を 1 個目に統合するようなイメージにして、二つ目の選定理由として、前回の選定理由ともちよっとかぶってしまいますけれども、安全対策については、どうしましょうかね。

●〇〇委員

これまでもきっちり事故なく運営しているのと、今回の提案からも、さらなる安全対策を徹底される提案がなされているとか。

●会長

うん。そうですね。

●〇〇委員

2 番目の「施設が老朽化しているにもかかわらず、」の部分を 1 番の頭、枕言葉にくっつけちゃえば、統合されちゃうのではないですか。

●会長

いいですね。

踏まえ、で止めればいいのではないですか。

●事務局

では、この三つということよろしいでしょうか。

●〇〇委員

表現は、整理してもらおうとして、よろしいのではないのでしょうか。

●事務局

基本的にはこれをベースに作成します。

一つ目が「施設が老朽化しているにもかかわらず、これまでの運営実績を踏まえ、利用者ニーズを反映した提案がなされていることから、利用者のサービスの向上が期待できること。」

二つ目が、「これまでも事故なく運営しており、今回の提案からも、さらなる安全対策が徹底される提案がなされていること。」

三つ目が、「市内や地域の雇用を積極的に推進していること。」

この3点を主な選定理由ということで決定させてください。表現については、再度確認し、最終については、皆さんにメールで送付させていただければと思います。

●〇〇委員

最後は会長一任で良いのではないですか。

●事務局

かしこまりました。それでは、最後、会長と合わせて協議させていただいて、決定をさせていただくということをしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

では、そのような形でお願いできればと思います。

では、以上、事務局としては、議題の2については、3点について決定させていただきました。どうもありがとうございます。

じゃ、こちらのほうで進行させて。

●会長

そうですね。

●事務局

では、続きまして、議題の4、その他ということになります。

こちらについてですが、先ほどお話をいただきましたが、今回のこの指定管理者選定審査会、令和3年度については、10月中に3回をさせていただくというかなりハードなスケジュールでお時間を頂きまして、ありがとうございました。

その他については2点ございます。1点目がスケジュールです。

今年度については、この後、皆様については、先ほど答申を会長と少し整理をさせていただいて決定していただくということと、あと、第1回、第2回、第3回と、こちらについては、この審議会自体は非公開となっておりますが、今回決定していただいた内容について、この後、11月に皆様から答申していただき、そのうえで、市として検討した上で、市として候補者を選定します。

その後、11月の下旬から第4回の定例会、市議会がございまして、市として議案を出させていただきます。

その後、指定管理者の議案が議決された後に、指定管理者と担当課で具体的に内容について調整を行いまして、その上で協定を3月31日までに結び、4月1日から指定期間になりまして、新しい指定管理者として管理運営をお願いするということになります。

委員の皆様には、この後は、具体的な作業として、大きな作業はないのですけれども、第1回、第2回、第3回のこちらの会議の会議録については公表しております。

なお、公表については、どの方がどのような発言したか分からないような形にして公表します。

また、個人情報ほとんどないのですけれども、会社の中でノウハウに関する部分については、非公開としておりますので、そちらについて、多分今年度にはないのかなと思うのですけれども、会社と確認をしまして、一部非公開にした上で公表します。

先ほどの議会の審査については、この会議録などを見ながら、議会として議案の審議を行っていただくということになります。

今年度については、こちらで最後になるのですが、来年度は、指定管理者の施設が1施設だけを予定してまして、会議については1回の予定です。

スケジュールについては、以上です。

その他の部分の2点目ですが、次年度の次回の会議に当たり、指定管理者の中でどういう形でやったらいいとか、今回二つの施設について審議をいただいた内容について、皆様委員の中から御提案とか、このようにしたほうがいいのかという御示唆がありましたら、市として受け止めたいと思いますので、そちらについて意見を頂ければと思います。よろしくお願いします。

●会長

では、何点か提案させていただきたいのですが、まず1点、審査に当たって、これは先ほども発言させていただいたのですけれども、指定管理料の見込額が、現在は幾らという値が出されるだけなののですけれども、審査に当たって、こちらの審査員側の補足資料として、市のほうでこの金額の内訳といいますか、どういう見込みでこの金額を出したのかという値が参考情報としてご提供いただければと思います。

審査が終わり次第の回収で全然問題ないのですけれども、審査に当たって参考情報として、そのあたりが提示させていただきますと、審査の基準にもなりますので、特にこの項目については市が考えているよりも安いとか、職員の待遇が想定よりいいとかというところで点数をつけやすいので、そのあたり参考資料としてあるといいかなという点が1点です。

もう1点、これは応募団体に提出を求める資料の形式の話なののですけれども、収支計算書について、今回ですと2年間分、前回のコミュニティプラザですと、3年分の収支計算書の提出を求めています、現在のフォーマットですと、収支計算の見込みを年度ごとに年数分詳細に記入することとあるのですけれども、これが特に指定管理料の見込額の計算の方法が2年間の平均という出し方をしているのに対して、収支計算書の提出を求める場合には、年度ごとに予算を決めろというふうに言っているというところで、典型的には人件費が本来は上がっていくというところが、特に後の年度ほど収支を逼迫するような形になってしまうと。

その点、今回、恐らく協栄さんのほうは、2年間、多分平均を出して2年間同じ値を出しているのですけれども、前回のコミュニティプラザのほうですと、年度ごとに人件費の上昇を反映させているようなところもありましたので、そこを恐らく統一したほうがいいのかと思います。

多分、指定管理料を年度ごとに分けて算出するというのは、恐らくコスト的に難しいと思うので、どちらかというと収支計算書の提出を求める際に、年度の平均で1個だけ提出を求めるというようなやり方が恐らくはいいのかなというふうに考えています。このあたりは検討していただいて、恐らく統一したほうがいいのかという提案にな

ります。

●事務局

ありがとうございます。

1点目については、内容としては、今回もお示ししましたし、今後、会議録の公表の中で、どういう形で会議録の中に残していくかという部分については議論しなければいけないのかなとは思いますが、特に問題ないと思います。

2点目についてなのですけれども、少し市で検討させていただければと思います。仮に単年とした場合であっても、そこについては検討したいと思いますので、持ち帰って、来年度の次回の会議までにはちゃんと、こう変えましたということでお示しできるようにになればと思います。

●会長

ありがとうございます。その他、何か。
お願いします。

●〇〇委員

来年度、1回という予定のようなのですけれども、今年度に施設を視察させてもらったけれど、やはり施設については視察をさせてもらった方がいいと思います。

●事務局

そうですね。分かりました。

●〇〇委員

希望がなければ、必要ないのですけれども、希望されるのであれば。

●事務局

来年度はどの施設だっけ。

●事務局

来年が障害者支援センターという、少し特殊な施設ですので、確かにいきなりだと、ちょっと難しいのかなと思います。

●〇〇委員

どういうサービスとかイメージがつかない。

●事務局

そこについては、審議会の回数の予算化だけの話なので、検討したいと思います。

●事務局

〇〇委員の言うように、それでは、私たちは2回やっていただければなとは思いますが。審議会の回数が多いことは、委員さんの負担にもなるのかなというところで、多分、元田は1回という予定でいたと思うのですけれども、例えば、希望制といたら

変ですけども、1回目は施設見学やりますというのでもいいかと思います。

もちろん、本来ならば、1回目に審査方法を決定しておかないといけないのですが。

●〇〇委員

そうだね。

●事務局

だから、本来ならば、2回やるのが筋だと私は思っているのです。2回の方で検討します。どうせ施設を見に行くのであれば、集まってもらって審査方法、審査票まで、決定していただけるように、は考えたいと思います。以上です。

●〇〇委員

時期は、いつくらいの予定でしょう。

●事務局

今年度については、募集の関係もあった。委員の選定の形があったのであれなのですけども、時期については、9月までの間でしたら、4月だと募集ができないので、募集期間を一月以上やっていますのであれなのですが、6月から9月までの間というような形になるかと思います。

●〇〇委員

私からも一つ要望があって、既に現存として今指定管理を受けている団体が再度募集に応募してきたような場合に、今までやっていた過去においての年度ごとに、多分、審査していますよね、途中審査。その途中審査で、要は内容がきちんとされているのかどうか、そこが分かったほうが非常に審査もやりやすいと思うので、そういった資料を事前に用意していただけるとありがたいなと思います。

●事務局

毎年、モニタリングという形をさせていただいております。半年に1回モニタリングをしまして、最終的に1年間終わった時点で、2か月以内に市として評価をどうだったかということで実績について確認をしていますので。どうでしょうか。直近のものでよろしいですか。それとも、例えば5年間だと5年分になってしまって、かなり分量も多いので。直近のものであれば、全然全く問題なく出せますし、5年分でも出すことは全然全く問題ないのですけれども、量がちょっと多過ぎるのかなと思ひまして。そちらについては、全く問題ございませんので、資料として提供するようにいたします。

●事務局

もちろん出すことは全然問題ないのですけれども、ちょっと気になるのは、実績があるところと新規のところだと、新規のところとそこがちょっと分からないということがあのかなと。ただ、市としてモニタリングをやっていますので、それは資料としては、提出させていただきたいと思います。すみません。補足させていただきました。

●〇〇委員

どちらかというと、プラスとして考えるということで考えています。

●会長

その他、いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、閉会ということでよろしいですか。

その他、事務局等から何かありますでしょうか。

よろしくお願いします。

●事務局

10月になって、ばたばたとやっていただいて、ありがとうございます。おかげさまで12月定例会のほうに議案として提出できるようになりましたので、この場をもってお礼に代えさせていただきます。ありがとうございました。

●会長

では、以上をもちまして、令和3年度第3回指定管理者選定審査会を終了とさせていただきます。皆さん、お疲れさまでした。